

# 覚 書

55 林野産第 124 号  
建設省住指発第 101 号  
昭和 55 年 5 月 9 日

農林水産省林野庁林政部林産課長

山 口 昭

建設省住宅局建築指導課長

上 田 康 二

建築基準法施行令の一部を改正する政令の制定に際し、下記のとおり了解する。

## 記

1. 建設省は、改正政令第 94 条又は第 99 条の規定に基づく告示により木材、集成材若しくは合板について許容応力度又は材料強度の数値を定めるときは、あらかじめ農林水産省に協議するものとする。
2. 構造耐力上主要な部分に使用する木材は、日本農林規格に適合する等適正な品質水準を保持するものであることが望ましいことにかんがみ、日本農林規格に適合する木材の使用が促進されるよう、建設省は特定行政庁を指導するとともに、農林水産省は木材の日本農林規格の普及に努めるものとする。
3. 建設省は、建築基準法第 37 条の規定に基づき、木材について日本農林規格を指定しようとするときは、あらかじめ農林水産省と協議するものとする。

古  
る政  
省と

1.  
ス  
0